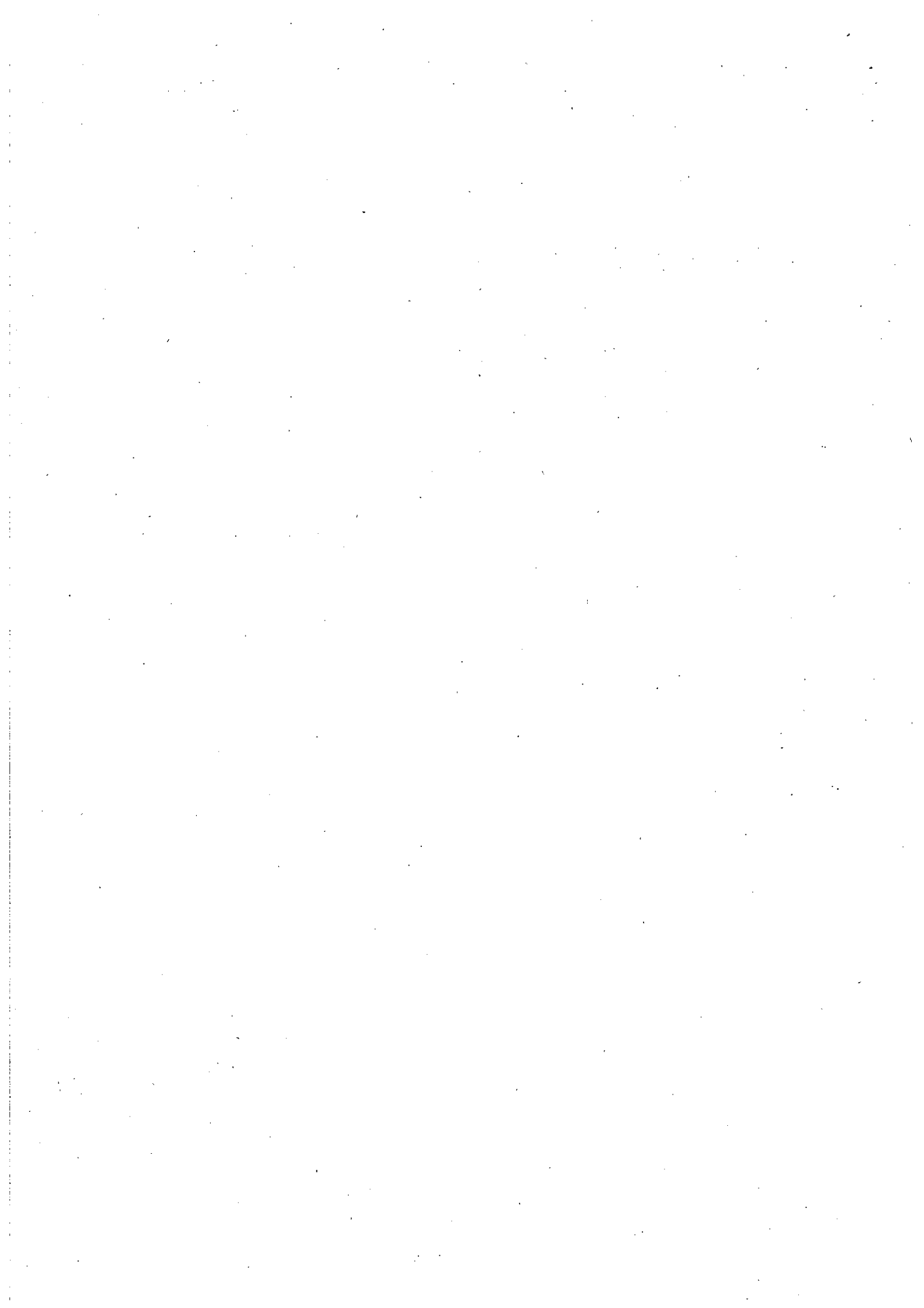


請願第1号 後期高齢者の医療費窓口自己負担2割化実施の中止を求める請願について

目次		ページ
1 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて	P1
2 後期高齢者医療制度における医療費の負担割合等	P2
(参考)		
後期高齢者の窓口負担が2割となる所得基準の考え方	P3
配慮措置の考え方	P4



1 後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて

(1) 見直し理由

令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中、若い世代の保険料負担の上昇を抑え、すべての世代が安心して支えあう制度の構築を目指す必要があるため

※ 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」で「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正

施行日→令和4年10月1日～令和5年3月1日の間で、政令で定める日

※ 団塊の世代→昭和22年から昭和24年生まれの世代をいう。

(2) 見直し内容

・ 窓口の負担割合の2割枠の新設

現在（1割、3割）→法施行後（1割、2割、3割）

- ・ 外来患者の1月負担増を、最大でも3千円に収める配慮措置を導入予定（施行後3年間）

(3) 対象者

- ・ 課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の方を2割負担の対象（世帯に後期高齢者が2人以上の場合は合計収入320万円以上）

・ 対象者数

全国 約370万人（被保険者数 約1,815万人）

長崎市対象者数見込み12,336人（被保険者数64,967人）

(4) その他

- ・ 令和3年2月5日 第204回通常国会に法案提出
- ・ 令和3年6月4日 同国会で法案可決、成立

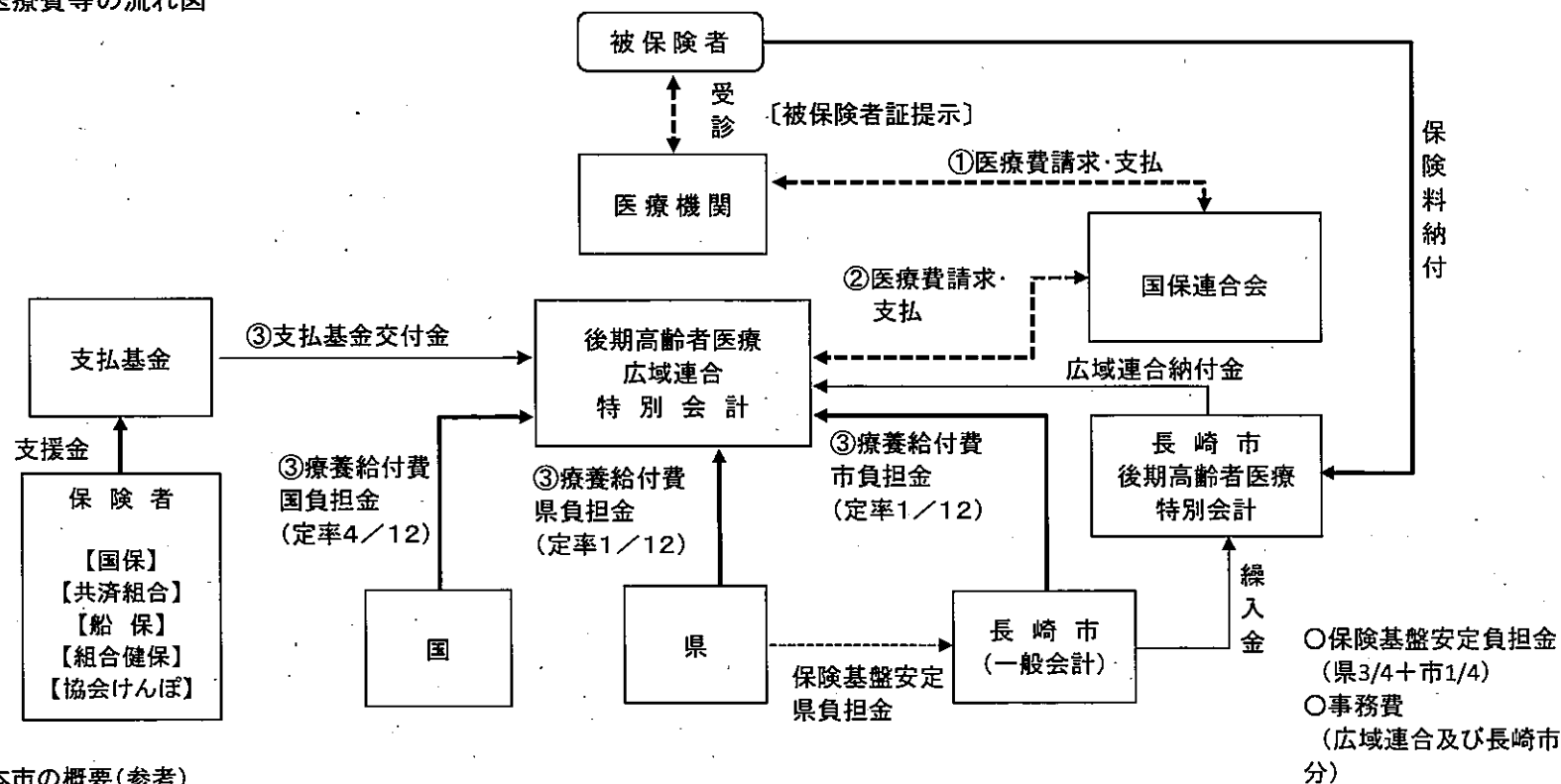
2 後期高齢者医療制度における医療費の負担割合等

(1) 後期高齢者医療費負担割合(平成20年4月～)

保険料	支払基金交付金	公 費 (注1)			+	後期高齢者の窓口負担
		合 計	国庫負担金	県負担金		
10/100	40/100	50/100	4/12	1/12		1/12

(注1) 公費内での負担割合(国:県:市=4:1:1)

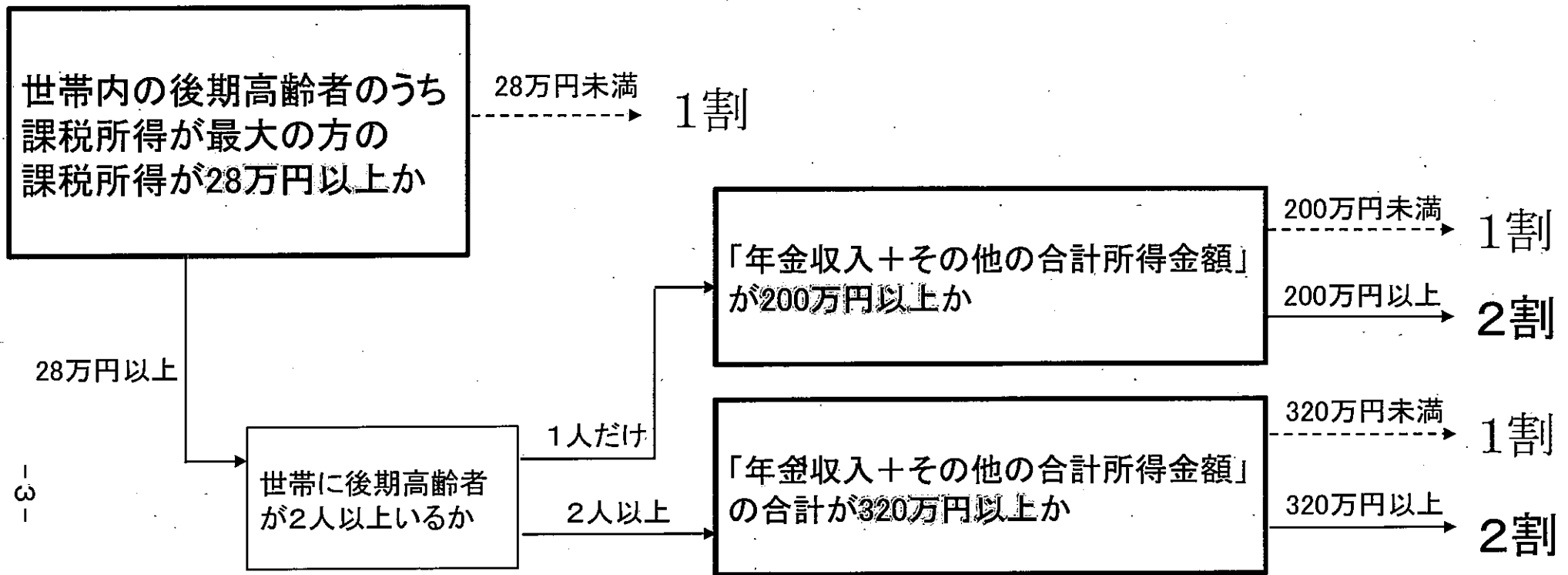
(2) 医療費等の流れ図



(3) 本市の概要(参考)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
平均被保険者数(人)	64,673	65,514	65,556
医療費総額(千円)	84,663,403	86,183,971	83,180,863
一人あたり医療費(円)	1,309,100	1,315,505	1,268,943

後期高齢者の窓口負担が2割となる所得基準の考え方について



○ 「課税所得」は、収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除）を差し引いた後の金額〔所得税などで用いられる考え方〕

○ 「年金収入+その他の合計所得金額」〔介護保険の利用者負担割合と同様の考え方〕

- ・ 年金は、公的年金等控除を差し引く前の金額
- ・ その他の合計所得金額は、事業収入や給与収入から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額

※単身世帯（後期高齢者が1人の世帯）の年収200万円
 = 課税所得(28万円) + 基礎控除(43万円) + 社会保険料控除(16万円) + 公的年金等控除(110万円)

※複数世帯（後期高齢者が2人以上の世帯）の年収320万円
 = 課税所得(28万円) + 基礎控除(43万円) + 社会保険料控除(20万円) + 配偶者控除(38万円) + 公的年金等控除(110万円) + 配偶者の年金(78万円)
(基礎年金満額相当)

配慮措置の考え方

○ 配慮措置については、下記の内容で講じる。

① 長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、世帯の所得の状況等に応じて、2割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大でも月3,000円に収まるよう措置を講じる。

※ 具体的には、負担額が月6,000円を超えた場合（すなわち医療費が30,000円を超えた場合）には、超えた医療費については1割負担となるよう、高額療養費の上限額を設定する。

※ 窓口負担の年間平均が約8.3万円⇒約10.9万円（+2.6万円）（配慮措置なしだと約11.7万円（+3.4万円））

※ 負担増となる被保険者のうち、外来受診に係る配慮措置を受けられる者の割合： 約80%

② 急激な負担増加を抑制するためのものであり、施行後3年間の経過措置とする。

